

令和4年度
水質検査計画

神栖市水道事業

1. 基本方針

神栖市水道事業では、市民の皆様に安全かつ安心して飲用していただける水道水を供給するために、以下の方針により水質検査計画を定め、水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、各配水区域の給水栓とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づき適切な頻度を設定します。

2. 水道事業の概要

神栖市の給水状況及び水道施設の概要を示します。

(1) 給水状況

令和2年度末

区 分	内 容
給水人口 (人)	88,851
給水戸数 (戸)	32,529
普及率 (%)	93.0
年間給水量 (m ³)	9,803,080
一日平均給水量 (m ³)	26,858

(2) 水道施設概要

配水場名	鱈川配水場	知手配水場	土合配水場	別所配水場
住所	神栖市鱈川 300-127	神栖市知手中央 7-3405-235	神栖市土合本町 4-9809-12	神栖市波崎 4568-1
公称能力 (m ³ /日)	8,000	18,700	18,100	6,400
配水池の容量 (m ³)	4,400 (2,200×2基)	14,000 (7,000×2基)	3,000	3,360

3. 原水及び浄水の水質状況

当市の水源は、鹿行広域水道用水供給事業(茨城県企業局)の鹿島浄水場及び鱈川浄水場にて原水から取水し浄水した水を各配水場にて受水しています。浄水については、茨城県企業局が毎月水質検査を行い、検査結果を神栖市に報告していただいております。鱈川配水場・知手配水場・土合配水場・別所配水場

で受水した水は、配水区域末端まで消毒効果が残るよう残留塩素濃度の調整を行い、配水しています。

4. 水質検査の内容

令和4年度に実施する水質検査の項目、地点、頻度等水質検査の内容を示します。

(1) 概要

給水栓の検査は水道法によって、配水管の末端地域等における水道水が水質基準に適合しているか確認するための検査で、毎日検査(色・濁り・消毒の残留塩素濃度)を1日1回、水質基準項目を1か月に1回行います。

(2) 検査地点

各配水区域を考慮し、毎日検査8地点、毎月検査5地点について検査を行います。

※毎月検査5地点については別添「水質検査地点 神栖地域」「水質検査地点 波崎地域」(PDF)に掲載しております。

(3) 検査項目及び検査頻度 (別表-1, 2)

ア 毎日検査項目(色・濁り・残留塩素濃度)	3項目	(1日1回)
イ 毎月検査項目(水質基準項目)	51項目	(1か月1回)

5. 臨時及び緊急時の水質検査について

次のような事態が発生した場合、臨時及び緊急の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。水源に異常があったとき。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消火器系感染症が流行しているとき。
- (3) 浄水処理過程に異常があったとき。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) その他、必要があると認められたとき。

6. 水質検査の方法

毎日検査項目については、給水管所有者に委託して検査を行います。毎月検査項目については、厚生労働大臣登録の水質検査機関への業務委託とし、精度管理がなされていることを条件とします。検査方法は国が定めた水道水の検査

方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」平成15年厚生労働省告示第61号)(その後一部改正)によって行います。

7. 水質検査の信頼性の保証

水道水質検査優良試験所規範(略称「水道 GLP」)の認定を取得している水質検査機関を委託先として選定しております。また、委託先の水質検査機関には県が行う精度管理の評価試験を受けていただき水質検査結果の信頼性の保証に努めてまいります。

※水道 GLP: 水質検査機関が水質検査を適切かつ高精度に実施していることを(公社)日本水道協会が保証する制度

8. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画及び検査結果についてはホームページ等で公表します。

9. 関係者との連携

水道用水供給事業者である茨城県企業局鹿行水道事務所と鹿行地域の各市水道事業において鹿行広域水道連絡協議会を設置し、関係機関を含めて情報交換を図り、安全で安心な水の安定供給に努めています。また、水源その他の水道施設で災害・水質汚染事故が発生、もしくは発生のおそれがある場合は必要に応じ、国・県の関係機関及び近隣市町、水質検査委託先等と連携し迅速かつ適切な対応を行います。

お問い合わせ先 神栖市水道課
〒314-0192 神栖市溝口 4991-5
TEL 0299-90-1164(管理) 0299-90-1165(工務)
FAX 0299-90-1117
電子メールアドレス
suido@city.kamisu.ibaraki.jp
ホームページアドレス
<https://www.city.kamisu.ibaraki.jp>

別表-1 法定毎日検査(給水栓水)の検査頻度 (市内8地点)

	検査項目	基準値	法定上の検査頻度 (回/年)以上	検査頻度(回/年)
				給水栓水
1	色	異常なし	365	365
2	濁り	異常なし	365	365
3	残留塩素	0.1mg/L以上	365	365

別表-2 水質基準項目の検査頻度 (市内5地点)

	水質基準項目	水質基準値	法定上の検査頻度
1	一般細菌	1mL中に100個以下	12回/年以上
2	大腸菌	検出されないこと	12回/年以上
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4回/年以上
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4回/年以上
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4回/年以上
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4回/年以上
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4回/年以上
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4回/年以上
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4回/年以上
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4回/年以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4回/年以上
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4回/年以上
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4回/年以上
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4回/年以上
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4回/年以上
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4回/年以上
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4回/年以上
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年以上
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年以上

23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4回/年 以上
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4回/年 以上
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4回/年 以上
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4回/年 以上
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4回/年 以上
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4回/年 以上
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4回/年 以上
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4回/年 以上
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4回/年 以上
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4回/年 以上
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4回/年 以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4回/年 以上
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4回/年 以上
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4回/年 以上
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4回/年 以上
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12回/年 以上
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下	4回/年 以上
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4回/年 以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4回/年 以上
42	ジオスミン	0.00001mg/L 以下	12回/年 以上
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	12回/年 以上
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4回/年 以上
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4回/年 以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	12回/年 以上
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12回/年 以上
48	味	異常でないこと	12回/年 以上
49	臭気	異常でないこと	12回/年 以上
50	色度	5度以下	12回/年 以上
51	濁度	2度以下	12回/年 以上